

幸手中央地区産業団地企業立地支援制度

優遇措置のご案内（概要版）



優遇制度	奨励金の交付内容	対象施設	共通対象要件
施設設置奨励金	固定資産税・都市計画税相当額を 事業開始翌年度より3年間	製造 ・ 流通 ・ 加工 ・ 研究施設	敷地面積 5,000㎡以上
雇用促進奨励金	新規雇用者 (幸手市民を1年以上継続雇用) 50万円/人 1回限り、限度額1,500万円		延床面積 1,500㎡以上
障害者雇用促進 奨励金	新規雇用障害者 (幸手市民を1年以上継続雇用) 60万円/人 1回限り、限度額300万円		常時雇用従業員数 15人以上
水道加入分担金 相当額奨励金	水道加入分担金相当額を1/2 1回限り、限度額300万円		市税の滞納 がないこと
			市長と公害防止 協定を締結

*ただし、「幸手市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」により次に掲げる建築物は建築できません。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎（当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する寄宿舎を除く。）、下宿 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6 保育所（当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する附属施設を除く。） 7 図書館、博物館その他これらに類するもの 8 物品販売業を営む店舗又は飲食店（店舗に供する部分の床面積の合計が200㎡以内かつ当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売する附属施設を除く。） | <ol style="list-style-type: none"> 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 畜舎 13 自動車教習場 14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 15 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)、(29)から(31)までに掲げる事業を営む工場、レディーミクストコンクリートの製造を営む工場 16 火薬類取締法第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの |
|--|---|